

周知啓発活動の状況について

国土交通省海事局
安全政策課

リーフレット・ポスターの配布

平成29年2月1日以降、関係者にポスター・リーフレットを配布し、周知啓発への協力を依頼



国土交通省・水産庁・海上保安庁・警察庁

ライフジャケットが命を守る

ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は2倍以上です！船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう！

海中転落時の生存率

23% 死	40% 生
非着用	着用

船長の義務です！

平成30年2月1日から、小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させる義務があります！着用させないと違反になります！

ライフジャケットの種類

国が安全性を確認した証である桜マークのあるライフジャケットを着用してください！軽く着けやすいものが開発されています！

適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページをご覧ください。

船室内にいる方	命綱を装着している方	防波場内の係留船上にいる方
船外で泳ごうとする方	専用装置で海上ドリフトをする方	船長が定められた安全場所にいる方

着用する必要はありません。できるだけ着用して下さい。

違反すると処分あり！

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません！5点以上で免許停止の対象となります！

最大6か月の免許停止

※平成34年2月1日から違反点数の付与開始

国土交通省・水産庁・海上保安庁・警察庁 詳しくはホームページへ

(発行 国土交通省海事局安全政策課) http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_00001&html



平成29年2月1日、着用義務化に関する情報をまとめたホームページを開設

ライフジャケットの着用義務拡大

国土交通省では関係法令を改正し、平成30年2月からすべての小型船舶の乗船者にライフジャケットの着用を義務化します。

改正の概要は右のパンフレットをご覧ください。

※画像をクリックすると拡大表示されます。



■小型船舶に乗ったら必ずライフジャケットを着用しましょう！

小型船舶の上ではライフジャケットを着用する義務があります！

(注) 違反すると、船長に違反点数2点が付され、再教育講習を受講しなければなりません！

ライフジャケットを着用すると生存率が2倍以上になります！

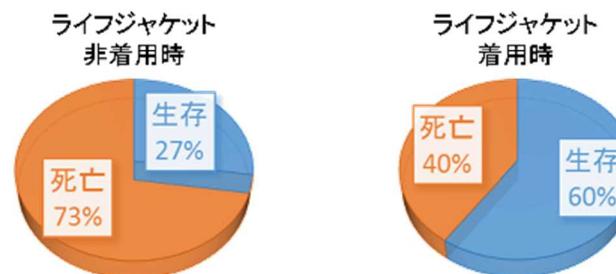
注)平成30年2月1日から全面義務化されます。

※従来から着用義務がある12歳未満の小児、水上オートバイの乗船者、

1人乗り漁船で漁ろうに従事する者には従来どおり着用義務があります。

従来からの着用義務の範囲は[こちら\(PDF\)](#)

海中転落時の生存率・死亡率



http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html

ライフジャケット着用推進ロゴの印刷

安全意識の向上を図るため、
名刺、広報物等にライフジャケット着用推進ロゴを印刷

名刺への印刷



国土交通省 海事局
安全政策課

〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3
電話:03-5253-8111 (内線:)
直通:03-5253-8631 Fax:03-5253-1642
E-mail: @mlit.go.jp

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



- ライフジャケットを着用していたおかげで命が助かった人の体験インタビューを動画にして、ホームページで紹介
- さらに、ホームページ上でライフジャケットを着ていて助かったという体験を募集し、紹介
- 「ライフジャケット着用すれば助かる」という前向きなイメージを伝えることにより、ライフジャケットの着用促進を図る



動画を見るには:

公益財団法人 マリンスポーツ財団 襷(たすき) ホームページ

<http://www.wearit.jp/tasuki.html>

平成29年3月2日(木)から3月5日(日)まで横浜で開催されたジャパンインターナショナルボートショー2017、小型船舶関連事業協議会のブースにおいて、ライフジャケットの展示、リーフレットの配布、膨張体験を実施



平成29年3月4日(土)には、メインステージにてイベントを実施(マリンスポーツ財団)



平成29年2月1日に報道関係者向けの説明会を開催し、「着用して助かった人の体験談の放映」、「ライフジャケットの膨張体験」等を実施

報道状況

平成29年2月1日(水) 5時38分～40分／6時40分～42分

NHKニュース おはよう日本「小型船で救命胴衣着用を義務づけへ 国土交通省」

平成29年2月2日(木)

日経新聞(朝刊)、読売新聞(朝刊)、朝日新聞(朝刊)、毎日新聞(朝刊)、日本海事新聞

平成29年2月3日(金)

水産経済新聞

ほか